○入院期間が１８０日を超える入院について

同じ症状による通算のご入院が１８０日を超えますと、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除き別途料金が必要となります。入院基本料の１５％が特定療養費として患者様の負担となります。

→　１日につき　**２，３９６円**（急性期一般入院料４の１５％相当）+消費税

※詳しくは受付窓口にお問合せください

新潟手の外科研究所病院長

令和８年６月１日